

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第四条第一項の規定により奈良県第十三次鳥獣保護管理事業計画を定めました。

なお、この計画書は、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において縦覧に供します。

令和四年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾